

八百津高校 「高校生活のきまり」の改訂（見直し）について

高等学校における「高校生活のきまり」の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う学校長の権限ですが、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため絶えず積極的な見直しが求められています。

「高校生活のきまり」の見直しは、「高校生活のきまり」に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、生徒の主体性を培う機会となります。

これらの主旨を踏まえ、八百津高校では以下の手順に沿って必要な見直しを行うものとします。

- ① 見直しに当たって生徒が主体的に考える機会を設けるため、クラス活動や生徒会活動において、「高校生活のきまり」について生徒が話し合う活動を毎年度行います。
- ② 保護者や地域の意見も見直しに反映されるよう、学校評価の項目に「高校生活のきまり」についての事項を設定します。また、学校運営協議会等を通して、見直しについての協議を行います。
- ③ 校内組織（職員会議・校則検討委員会等）で「高校生活のきまり」について検討を行い、組織的かつ計画的に「高校生活のきまり」についての見直しを毎年度行います。
- ④ 見直した結果については、生徒会活動・保護者に連絡する・学校ホームページに掲載し周知を行います。また、見直しの取組みについては適切に記録・保存し、その経緯を引き継ぎます。

・「学校生活のルールやきまり」などの改訂（見直し）について（年間スケジュール）

	生徒（生徒会等）	保護者・外部委員等	学校組織
4月～	前期生徒会等を中心に 検討開始		職員会議・校則検討委員会 (以降、委員会)
4～5月	生徒総会	P T A総会 第1回学校運営協議会	第1回学校運営協議会 委員会
6～9月		第2回学校運営協議会	第2回学校運営協議会 委員会、職員会議
9月～	後期生徒会等を中心に 検討開始		委員会
10～12月			委員会
12～1月	生徒に周知	保護者に周知	委員会、職員会議
1～3月	入学生に周知		学校ホームページに掲載

- ・校則の見直しには、生徒の話し合う機会等を設けたり、生徒及びP T Aにアンケート等を行います。また、外部委員等からの地域の状況を踏まえながら協議し、決定した内容を公表します。（ホームページに掲載）